

インターネット支店専用普通預金規定

第1条（預金契約の成立）

インターネット支店専用普通預金（以下、「この預金」といいます。）は、お客さまからしずおか焼津信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）所定のこの預金の申込書の提出または当金庫所定の口座開設アプリを利用した申込を受け、当金庫がこれを承諾したときにこの預金に係る契約が成立するものとします。

第2条（利用条件）

1. この預金は、しずしんインターネット支店取引規定及び、この規定に従い利用できます。
2. この預金は、お客さまお一人につき1口座とします。
3. この預金は、事業用に利用することはできません。
4. この預金は、通帳を発行しません。
5. この預金は、総合口座の取扱いができません。
6. この預金は、無利息型普通預金とすることができません。
7. この預金は、手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。
8. この預金は、融資、ローン等の担保とすることができません。
9. この預金の口座開設、預入れ、払戻し、解約については、原則、当金庫の本支店の窓口で取引することはできません。

第3条（預金口座の開設）

1. この預金の口座開設のお申込みは、次のいずれかの方法で行うことができます。
 - (1) スマートフォンで当金庫所定の口座開設アプリを利用し、所定のページに必要事項を入力の上、運転免許証およびお届印を撮影して送信していただく方法
 - (2) 当金庫所定のホームページに必要事項を入力の上これを当金庫へ送信し、その後当金庫より送付する所定の申込書等に必要事項を記入の上必要書類を添えて提出していただく方法
2. 当金庫は、この預金の口座開設を承認した場合、次のとおり処理します。
 - (1) この預金は、預金残高0円で口座開設します。
 - (2) この預金については、ICキャッシュカードを発行し、お客さまの住所・氏名にあてて本人限定受取郵便で送付します。
 - (3) しずしん個人インターネットバンキングサービス（以下、「個人IB」といいます。）を契約し、この預金を代表口座（サービス利用口座）として登録します。
3. 当金庫は、第1項による送信内容等に疑義が生じた場合、法令上の義務をお客さまが履行されない場合および当金庫が口座開設を承認できない事由があると判断した場合は、この預金の口座開設の謝絶、承認取消をすることがあります。

第4条（預金の預入れ）

1. この預金の預入れは、次の方法で行うことができます。
 - (1) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の現金自動預金支払機（以下、「ATM」といいます。）からの現金による受入れ

(2) 為替による振込金の受入れ

2. 為替による振込金の受入れについて、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取消します。

第5条（預金の払戻し）

1. この預金の払戻しは、次の方法で行うことができます。
- (1) インターネット回線に接続したパーソナルコンピューターおよびスマートフォン等の情報端末を使用して、個人 I B で当金庫に開設されているお客さまの他の預金口座あて、ならびに当金庫または他金融機関の預金口座あてに行う振込（ただし、携帯電話等、情報端末の機種により取扱できない場合があります）
- (2) 当金庫および当金庫と提携している金融機関等の A T M からの現金の払戻しおよび振替による振込
2. この預金から払戻しをする場合に、その総額が 1 日あたりのご利用限度額を超えることはできないものとします。取引実行時点において払戻しする金額が不足している時は、当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。
3. 前二項の規定にかかわらず、本規定に定めるこの預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡を確認した以後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

第6条（利息）

1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1, 000 円以上について付利単位を 100 円として、毎年 2 月と 8 月の第 3 土曜日の翌日に、当金庫しずしんインターネット支店ホームページに掲示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。
2. 利息の計算は、1 年を 365 日として日割で計算します。
3. 利率は、金融情勢に応じて変更します。

第7条（譲渡、質入れ等の禁止）

この預金、預金契約上の地位その他取引にかかるいっさいの権利については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第8条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
- (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ当金庫所定の方法で届出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- (2) 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - (3) 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
 4. 相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
 5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第9条（規定の準用）

当店との取引において、本規定に定めのない事項については、しずしんインターネット支店取引規定、しんきん個人インターネットバンキング利用規定のほか、当金庫が定めた各種預金規定および各取引規定等により取扱います。

第10条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、当金庫しずしんインターネット支店のホームページまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
3. 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

（令和2年8月3日現在）